各火山地域における避難計画策定にかかる 課題と対応方針

平成30年3月13日 火山防災対策会議(第7回)

火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況

火山災害警戒地域が指定された49火山における市町村の火山防災対策の取組状況(平成29年6月23日現在)

火山名	関係都道県	火山防災 協議会 設置	火山ハザ ードマップ 作成	噴火警戒 レベル 運用	Ī	市町村地域防ジ 警戒避難Ⅰ 策定済 市町村数 ^{(※}	こ関する記		火山名	関係都道県	火山防災 協議会 設置	火山ハザ ードマップ 作成	噴火警戒 レベル 運用	市	警戒 通	或防災計画 ^{選難に関す} ^{数 (※2)}	る記載	
アトサヌプリ	北海道	0	0	0	0	(1 [(×4)	1)	新潟焼山	新潟県、長野県	0	0	0	0		[3]		3)
雌阿寒岳	北海道	0	0	0	0	(3 [3] /	3)	弥陀ヶ原	富山県	0				(0	[1]	/	3)
大雪山	北海道	0				(0 [3] /	3)	焼岳	長野県、岐阜県	0	0	0		(0	[2]	/	2)
十勝岳	北海道	0	0	0	0	(6 [6] /	6)	乗鞍岳	長野県、岐阜県	0	0			(0	[1]	/	2)
樽前山	北海道	0	0	0		(0 [3] /	3)	御嶽山	長野県、岐阜県	0	0	0	0	(1	[5]	/	5)
倶多楽	北海道	0	0	0	0	(2 [2] /	2)	白山	岐阜県、石川県	0	0	0	0	(2	[2]	/	2)
有珠山	北海道	0	0	0		(0 [3] /	3)	富士山	山梨県、静岡県	0	0	0	0	(6	[15]	/	15)
北海道駒ヶ岳	北海道	0	0	0		(0 [3] /	3)	箱根山	神奈川県	0	0	0	0	(1	[1]	/	1)
恵山	北海道	0	0	0		(0 [1] /	1)	伊豆東部火山群	静岡県	0	0	0	0	(1	[2]	/	2)
岩木山	青森県	0	0	0		(0 [3] /	6)	伊豆大島	東京都	0	0	0	0	(1	[1]	/	1)
八甲田	青森県	0	0			(0 [1] /	2)	新島	東京都	0				(0	[0]	/	1)
十和田	青森県、秋田県	0			0	(1 [3] /	3)	神津島	東京都	0				(0	[0]	/	1)
秋田焼山	秋田県	0	0	0	0	(1 [2] /	2)	三宅島	東京都	0	0	0	0	(1	[1]	/	1)
岩手山	岩手県	0	0	0	0	(2 [4] /	4)	八丈島	東京都	0	0			(0	[0]	/	1)
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	0	0	0	0	(2 [2] /	2)	青ヶ島	東京都	0	0			(0	[0]	/	1)
鳥海山	秋田県、山形県	0	0			(0 [4] /	4)	鶴見岳·伽藍岳	大分県	0	0	0		(0	[4]	/	4)
栗駒山	秋田県、岩手県、 宮城県	0	0		0	(1 [4] /	4)	九重山	大分県	0	0	0		(0	[3]	/	3)
蔵王山	山形県、宮城県	0	0	0	0	(4 [5] /	5)	阿蘇山	熊本県	0	0	0	0	(2	[3]	/	3)
吾妻山	山形県、福島県	0	0	0	0	(1 [3] /	3)	雲仙岳	長崎県	0	0	0		(0	[3]	/	3)
安達太良山	福島県	0	0	0	0	(2 [5] /	6)	霧島山	宮崎県、鹿児島県	0	0	0	0	(1	[6]	/	6)
磐梯山	福島県	0	0	0	0	(1 [4] /	6)	桜島	鹿児島県	0	0	0	0	(2	[2]	/	2)
那須岳	福島県、栃木県	0	0	0		0 [3] /	4)	薩摩硫黄島	鹿児島県	0	0	0		(0	[1]	/	1)
日光白根山	栃木県、群馬県	0		0		0 [3] /	3)	口永良部島	鹿児島県	0	0	0	0	(1	[1]	/	1)
草津白根山	群馬県、長野県	0	0	0	0	(1 [5] /	5)	諏訪之瀬島	鹿児島県	0	0	0	0	(1	[1]	/	1)
浅間山	群馬県、長野県	0	0	0	0	(2 [6] /	6)	合計		49	43	38	28	51	[140]	/ .	155)

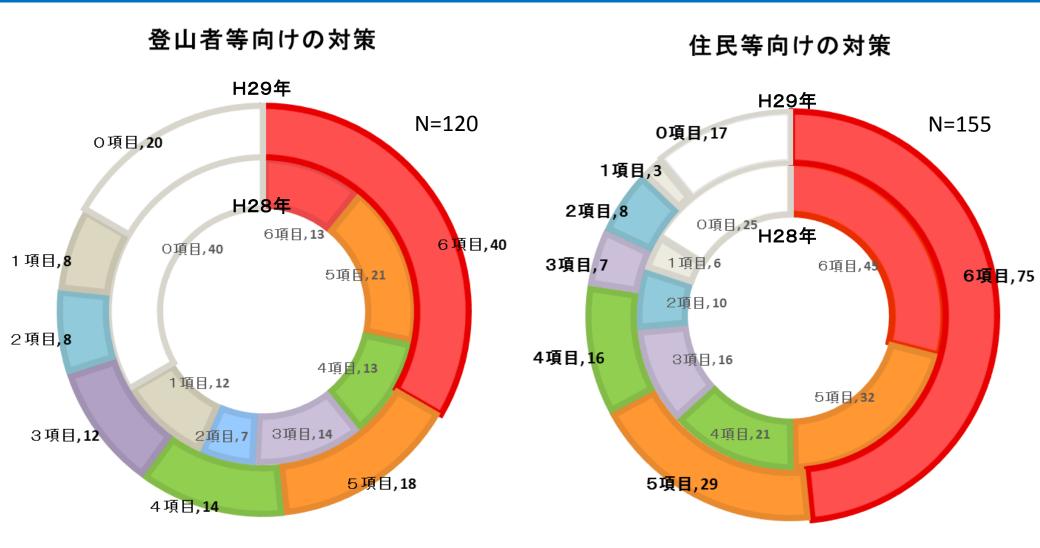
^(※1)平成29年6月23日現在で、関係市町村の一部で策定済の場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で策定済の場合には「◎」とした。

^(※2)対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル等2,3発表時に警戒すべき範囲)を有している場合は、登山者等向け(噴火警戒レベル2,3等発表時)と住民等向け(噴火警戒レベル4、5等発表時)のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル等2,3発表時に警戒すべき範囲)を有していない場合は、住民等向け(噴火警戒レベル4、5等発表時)の対策として、活動火山対策特別措置法 | | | 第6条第1項1,2,3,4,6号の各事項を全てを記載している場合を「策定済」とした。

^(※3)火山災害警戒地域に指定された市町村数

^{(※4)[]}内は、活動火山対策特別措置法第6条第1項1,2,3,4,6号の各事項について、最低1事項は策定している市町村数

市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況



[□]住民等向け、登山者等向けとも、平成28年から平成29年で6項目記載の市町村が増加し、O項目記載の市町村は減少。 特に登山者等向けの対策についてその傾向は顕著。

避難計画の策定促進に向けた取組み

〇平成30年度の避難計画策定支援方針

平成32年度末時点で策定率100%を目指して、平成30年度は下記の取り組みを実施

- → 避難計画の策定ができていない火山地域に対し、計画の策定が進まない理由を確認し、今回の支援内容を丁寧に説明することで、計画策定の取組みを行う。
- ▶ 最近の火山噴火の動向を踏まえ、現行の避難計画の充実を図る。



〇平成30年度の課題

- <避難計画策定の取組みを進めるための課題>
 - □ 火口近傍の登山者・観光客等に関する避難計画の検討
 - □ 居住地における住民・観光客等に関する避難計画の検討
- <避難計画充実のための課題>
 - □ 突発的な噴火対応等に関する避難計画の検討
 - □ 複数の火口が同時に活発化した場合の避難計画の検討
- ※ 市町村地域防災計画への記載促進のため、別途、火山防災協議会等連絡・連携会議や火山防災協議会の地域グループ等での会合等を活用し支援を図る。